

**「徳島県地域資源活用価値創出推進事業」のうち人材育成研修業務
委託仕様書**

1 委託業務の目的

徳島県（以下「県」という。）の農山漁村には農林水産物をはじめとする優れた地域資源が豊富に存在しており、これらの地域資源を活用した価値創出の取組は、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、農山漁村を活性化するものである。

このため、「徳島県地域資源活用価値創出推進事業」で実施する業務の一部である人材育成研修の業務に関して、ノウハウを有する事業者に委託することにより、地域資源を活用した価値創出等の取組を支援する。

2 委託業務の内容及び対象経費

(1) 委託業務の内容

ア 人材育成研修（講義・実習）の企画および運営

- ・経営感覚を持って地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による付加価値額の増加に取り組む人材を育成するための講義および実習を合計2回以上実施すること。
- ・講義内容には、HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営及び経営改善、マーケティング、資金調達等に関する知見や、優良事例の紹介を含めること。
- ・これらの研修に加え、コスト削減、販路拡大、資金調達等を効果的に行うためのデジタル技術の活用に必要な知見を得るための講義および実習を必ず1回以上行うこと。

イ 意見交換会の開催

- ・研修で得られた知識・経験をより実践的な経営戦略へとブラッシュアップするための意見交換会を1回以上開催すること。
- ・講師等による個別助言や参加者間の交流を通じ、事業計画や商品の具体的な改善を促すこと。

ウ 受講者の募集・選定および管理

- ・県産農林水産物等の加工品の製造、販売等を既に取り組んでいる又は今後取り組む予定の県内農林漁業者等を対象に広く受講者を募集すること。
- ・各講義の参加者および参加人数を、対面参加とオンライン参加別に集計・管理すること。

エ その他

- ・必要に応じてオンライン出席が可能な環境を整備し、円滑に運営すること。
- ・研修の内容（カリキュラム、講師選定、日程等）については、事前に県と協議し承認を得ること。
- ・国や県等の各種支援策の紹介を行い、研修受講者が地域資源を活用した価値創出（付加価値向上）を継続できるようサポートすること。
- ・受講者を対象に、研修の効果や理解度等についてのアンケート調査を実施すること。
- ・研修の実施記録、参加者データ、アンケート分析結果等をまとめた実績報告書を期限までに提出すること。

(2) 対象経費

管理運営費(人件費、旅費、受講者募集案内印刷費等)
開講実施費(会場費(会場借料、会場等備品、会場整理賃金))
講師謝金、講師旅費
テキスト作成費(原稿料、資料印刷費)
実習に係る損害保険料
通信費
消耗品費等

3 委託業務に関する留意点

- (1) 本業務は特定の農林漁業者や企業、団体のみ利益追求のために実施するものではないため、実施期間中において受講者から研修等の費用を受領してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては、業務全体の責任者、業務実施に係る企画立案を行う企画員等及び経理責任者を定め、業務執行体制を構築すること。
- (3) 受託事業者は、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間にかかわらず、決して第三者に漏らしてはならない。また、受託事業者は事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 受託者は、業務の進行状況等を県に随時報告するほか、県担当者の求めに応じて報告を行い、適切な業務の執行に努めるものとする。
- (5) 業務の目的を達成するため、県は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

4 対象とならない経費

次の経費は、業務の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 専ら、本業務を実施するために雇用した者以外の手当
- (2) 本業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (3) 都道府県及び市町村の職員の人件費
- (4) 業務の拠点となる事務所等の借上げ経費
- (5) 人材育成研修の受講者の居住地(自宅及び集合場所等)から研修地(受講者を受け入れる研修先等)までの間の旅費(交通費、宿泊費等)
- (6) 委託契約締結前に支出された経費
- (7) 委託対象経費に係る消費税仕入控除税額(対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計額)
- (8) WEB会議機器類(スピーカーやマイクセット等)の購入経費
- (9) その他本業務を実施する上で、必要と認められない経費及び本業務の実施に要した経費であるこ

とを証明できない経費

5 その他

本仕様書に記載されていない事項について、又は本仕様書の変更を必要とする場合には県と受託者が協議の上、これに対応するものとする。